

Bangladeshにおけるバックログの解消に向けての事件管理強化（２） ー 民事事件の事件管理（ケース・マネイジメント）セミナーについてー

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

黒木 宏太

第1 はじめに

2021年11月8日及び9日の2日間にわたり、Bangladeshの法務・司法・議会担当省の職員（民事訴訟迅速化のワーキンググループメンバー）を参加者として、オンラインにて、民事事件の事件管理（ケース・マネイジメント）セミナーを実施した。

Bangladeshにおいては、裁判所における膨大な未済事件の滞留が深刻な問題とされているところ、本セミナーは、それらの状況を踏まえて、広い意味での民事訴訟の迅速化における工夫についての知見提供及び意見交換を目的として、裁判官と書記官の役割分担や争点整理等をテーマとして取り上げた¹。

本研修には、日本側から、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの小松健太国際協力専門員（当時）、井出ゆり企画役（当時）、稲田亜梨沙氏のほか、JICA Bangladesh事務所の渡辺広毅氏、サンジダ・ホック氏、当部の曾我学教官、尾田いずみ教官（当時）、徳井靖士事務官及び当職が参加した。また、青山若人氏に日本語・ベンガル語間の通訳をしていただいた。

本稿では、本研修の内容について、その概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本研修の概要

1 日時

2021年11月8日（月）

同月9日（火）

※ いずれも日本時間13:00～19:00頃

2 形式

Zoomを使用したオンライン形式

3 概要

詳細は、下記タイムテーブル（英語、Bangladesh時間）のとおりである。

1日目（11月8日）：日本の民事訴訟手続（口頭弁論、書記官の役割、争点整理）

2日目（11月9日）：統計、裁判官研修、書記官研修、裁判官の1日のスケジュール

¹ 過去2回（2020年11月及び2021年3月）の事件管理オンラインワークショップの続編であるが、2回目のワークショップ以降、Bangladesh側において、民事訴訟迅速化のワーキンググループが設置されたことを受けて、本セミナーは、それらのワーキンググループメンバーを対象に行われた。初回のワークショップについては、下道良太「Bangladesh・オンラインワークショップ（民事訴訟の遅延解消）」ICD NEWS 86号（2021年3月号）139頁以下を参照されたい。<https://www.moj.go.jp/content/001343987.pdf>

Day 1 (the 8th of Nov)

10:00 – 11:00 Introduction of the seminar and the participants (MOJ Working Group members, ICD lecturers, JICA)

11:10 – 12:30 Lectures on the Civil Proceedings in Japan based on the video (ICD professors)

12:30 – 13:30 Lunch and Prayer Break

13:30 – 14:15 Lectures on the Civil Proceedings in Japan based on the video (cont'd) (ICD professors)

14:30 – 15:30 Discussions on the major differences between the Civil Proceedings in Japan and Bangladesh especially from the perspectives of how to make the proceedings speedy and fair (all participants)

Day 2 (the 9th of Nov)

10:00 – 12:00 Lectures and Discussions on the following topics (ICD Professors and all participants)

- ◇ Introduction of some statistics regarding the Japanese civil cases
- ◇ The typical flow of the working day of a judge in Japan and Bangladesh
- ◇ The training of judges and court clerks
- ◇ Others...

12:00 – 13:00 Lunch and Prayer Break

13:00 – 14:00 Lectures and Discussions (cont'd) (ICD Professors and all participants)

14:15 – 15:30 Discussions on the next steps and the contribution by JICA/ICD to the Working Group's efforts to accelerate the Civil Proceedings in Bangladesh.

第3 バングラデシュ側参加者

バングラデシュの法務・司法・議会担当省の職員（民事訴訟迅速化のワーキンググループメンバー）、合計11名の方にご参加いただいた。別添の参加者リスト（英語）のとおりである。

参加者からは、自己紹介において、JATI研修やJICAの本邦研修に参加したことがあり、日本の制度との類似するところが大きく、バングラデシュの制度改善に活かせる点が多いと感じたことや、日本での研修が有意義であったことなどのコメントがあった。

また、法務・司法・議会担当省への入省以前に、裁判官の経験がある者や裁判行政（司法行政）の経験がある者もいた。

第4 日本の民事訴訟（口頭弁論、書記官の役割、争点整理）に関する講義と意見交換について

1 講義概要

曾我教官及び当職より、日本の民事訴訟について、講義をし、バングラデシュ側と意見交換をした。

口頭弁論と書記官の役割については、バングラデシュでは裁判官が行っている業務も、日本では書記官が担っていることが多いことなどを説明した。争点整理については、争点を絞ることで余計な議論や多数の証人尋問をしなくて済むようになるので、法的枠組みを踏まえて当事者の主張を分析し、当事者の主張と重要なポイントに関する証拠を絞りこむことが重要であることなどを説明した。

2 バングラデシュ側からの質問概要

バングラデシュ側からは、次のような点について、日本の制度につき、質問があった。

- ・ 当事者は判決内容をどのように知るのか。
- ・ 事件番号をどのように付するのか。本訴と反訴それぞれに事件番号を付するのかなど。
- ・ 書記官と裁判所事務官は法律を勉強した者か。
- ・ 裁判所に事件を提起した後、相手方に訴状を送付する方法はどのようなものか。
- ・ 当事者と裁判官が、法廷ではなく、会議室（弁論準備室等）で、議論するのはどのような場合か。
- ・ 判決に従わない場合、強制的に履行させることは出来るのか。
- ・ 弁論準備手続等での議論で和解案の提示が上手くいかなかった場合、その後の審理も同じ裁判官が担当するか。
- ・ 日本の場合はどのような種類の事件が最も多いか。そのなかで、土地問題はどの程度占めるか。
- ・ 証人尋問について、裁判官が法廷のなかで実施するのか、書記官が対応するのか。
- ・ 裁判所事務官の業務はどのようなものか。
- ・ ディスカバリー制度がないなかで、どのように争点整理を行っているのか。
- ・ 書記官による執行文の付与とはどのようなものか。

3 バングラデシュ側の情報共有

意見交換の中で、下記のような点について、情報共有がされた。

- ・ バングラデシュでは土地問題が非常に多い。例えば、誤った登記を修正するのに、裁判沙汰になる。
- ・ ある研究によれば、バングラデシュで訴訟提起されている事件の約76%が土地問題。何年かごとに国が土地を計測しているが、そのたびに事件が増えている。計測する場所の有力者などが故意に計測結果を歪めたりして、その結果、訴訟が提起される。人口が多い割に、土地の面積が小さいことも原因の1つ。相続時に、土地の取り合いも生じている。場所によっては、川の氾濫などにより土地が流されてしまったが、例えばそこに島のようなスペースが残ったりすると、その所有に関して

訴訟が提起されるなどしている。

- ・ 事件数に関する正確な統計は手元に用意していないが、民事・刑事をあわせれば、2021年11月現在は、未済事件が350万件を超えているものと思われる。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、裁判を実施することが出来ず、事件が滞留した。刑事事件の大半は、民事事件（土地紛争）に関連して提起されたものである。

第5 日本の裁判官業務の現状に関する講義と意見交換について

1 講義概要

曾我教官、尾田教官及び当職より、日本の裁判官業務の現状（統計、裁判官研修、書記官研修、裁判官の1日のスケジュール）について、講義をし、バングラデシュ側と意見交換をした。

統計については、争点及び証拠の整理をした審理が進められるようになった後の統計変化、過払い金の増加による新受事件の増加、和解数の増加などを説明した。裁判官研修・書記官研修については、裁判所事務官が書記官に任用される過程での研修、司法修習と裁判官のOJTなどを説明した。裁判官の1日のスケジュールについては、大規模庁・中規模庁・小規模庁での裁判官の典型的な1日のスケジュールなどを説明した。

2 バングラデシュ側からの質問概要

バングラデシュ側からは、次のような点について、日本の制度につき、質問があった。

- ・ 事件番号の付け方について。ある事件に対し不服申立をすれば別の番号が付与され、それに対し不服があればまだ別の番号が付与され、どんどん番号が増えていってしまうが、日本ではどのように整理しているのか。
- ・ 日本では、裁判所に対する不信申立事件（裁判官への忌避申立事件など）はあるか。
- ・ どのような事件が合議事件となるか。
- ・ 証人への日当・交通費などの支給はあるか。
- ・ 一方の当事者にとって勝算の高いケースであっても、和解を採用する事例があるのはなぜか（当事者が、それにも関わらず、和解に応じるのはなぜか）。
- ・ 証人尋問の時間枠はあるか。例えば、原告が証人を提示する時間は30分か。もしそうであれば、当事者が割り当てられた時間内に証拠を提示できなかった場合、次のステップはどうなるか。
- ・ 訴訟を提起するにあたり、弁護士との関与は必須か。
- ・ 日本では、Assistant Judge からどのように Judge に昇進するか。
- ・ 日本の第一審・第二審の手続きはどのようなものか。

3 バングラデシュの裁判官業務の現状

(1) 全体的な状況

- ・ バングラデシュでは1人の裁判官で10万人をみているような状況。複数の裁判所での業務を掛け持ちしている裁判官もいる。
- ・ インフラの問題も重要で、法廷の数が不足している。各裁判官が、午前・午後で、1つの法廷をシェアしている。
- ・ 争点整理については、バングラデシュの法制度上可能ではあるが、実施されていない状況である。訴訟提起前のADRへの誘導も行われていないため、全てのケースが裁判所に持ち込まれてしまう。結果として多数の証人尋問を行うことになり、各事件のポイントも把握することが出来ないため、判決を出すまでに膨大な時間を要している。
- ・ 日本では書記官や事務官が一定数いるが、バングラデシュでは、判事補（Assistant Judge）の場合、そのようなポジションの方を付けることが出来ないため、裁判官自身で事務作業を実施している。

(2) 判事補裁判所（民事事件）の状況

- ・ 法廷で扱う事件については前日に整理している。各事件がどの段階にあり、どのような対応が必要か、リストに整理して管理している。当事者も閲覧可能であるリストと、裁判官用のリストがある。当日、各事件をどのように進めるか確認したうえで業務にあたる。
- ・ 具体的な1日の業務としては、法廷にて簡易な請求の処理、呼び出し状の送付、送付済みのものについて当事者へ届いているか確認、判決言渡し、証人尋問などである。
- ・ 争点整理は、両当事者と口頭で実施する場合と、書面で提出してもらう場合と両方ある。
- ・ 証人尋問は、なるべく1日のうちに終わるように協力を求めているが、通常、多数の証人が集まってしまうため、ADRの方が効率的と考えられる。各事件について、ADRでの解決が適しているかの検討・判断も行う。一部はLegal Aid Officerによる調停に回す。
- ・ 判決起案は、帰宅後や朝の時間に行っている。新受事件の水際対策が重要である。ADRに回すなど、全ての事件が裁判官のもとに回ってこないように調整出来ればよいと思う。

第6 終わりに

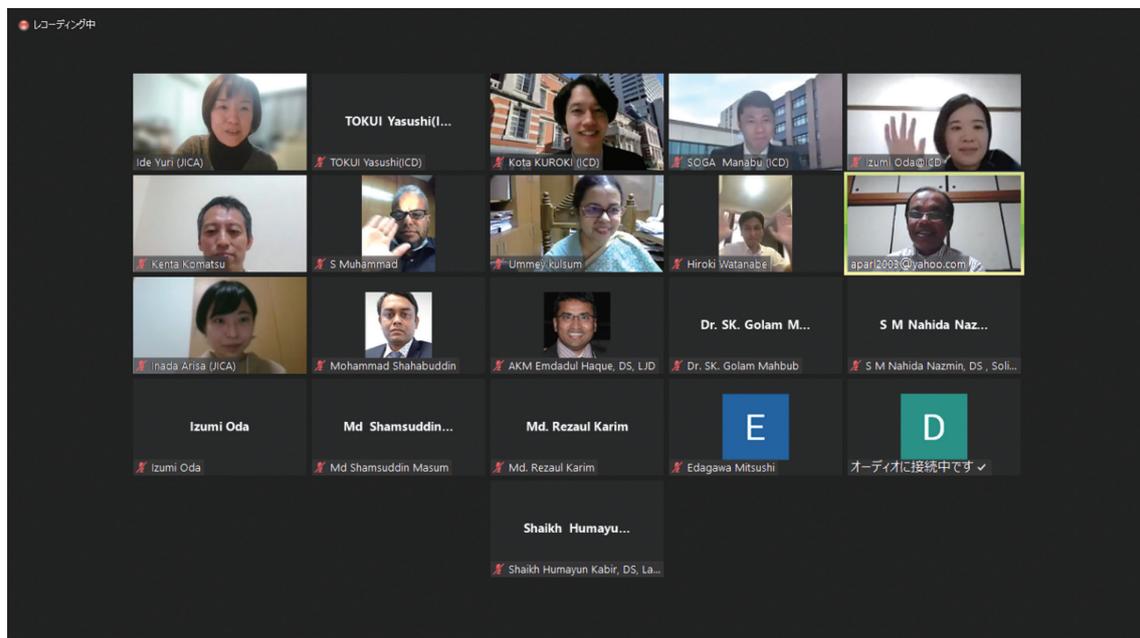
今回の研修は、双方向のやり取りが活発で、質問が絶えず、バングラデシュの方々の熱量も高く、とても充実した研修であった。

バングラデシュ側からは、ワーキンググループの活動計画についても説明があり、バックログが増加し続けている状況で、JICAのリーダーシップのもとで必要な取組みを行

いたいと考えているとのことであった。特に、争点及び証拠の整理を行うことで審理を効率化することができ、ADRに回した方がよいのかも判断がつきやすくなるため、 Bangladeshでもこのような整理を取り入れることが出来ればよいという前向きな発言があったことは、担当者としては嬉しく感じる場所である。

他方で、Bangladeshでは、審理の効率化に向けて、弁護士の協力を得られるかという点は大きなポイントになると思われ、弁護士にインセンティブを与えるような制度の設計を含めて、今後の進展が期待される場所である。

国際協力部としても、Bangladeshの裁判実務がより良いものになるよう、できる限りの支援をしていきたい。



【本研修の様子】

(別添)

Online Seminar on Case Management

Date: 08-09 November, 2021

Participant list:

Sl No.	Name	Designation
1.	Ms. Ummey Kulsum	Joint Secretary (Opinion)
2.	Mr. Seikh Golam Mahbub	Deputy Secretary (Admin 1)
3.	Mr. Seikh Humayun Kabir	Deputy Secretary (Budget and Development)
4.	Mr. A.K.M. Emdadul Huq	Deputy Secretary (Opinion 4)
5.	Mr. S. Mohammad Ali	Deputy Secretary (Admin 2)
6.	Ms. Maksuda Parveen	Deputy Secretary (Opinion 1)
7.	Ms. S.M Nahida Nazmeen	Deputy Solicitor (Civil)
8.	Mr. Md. Sahabuddin	Senior Assistant Secretary (Justice Section- 3)
9.	Mr. Md. Rezaul Karim	Senior Assistant Secretary (Opinion and Digest)
10.	Mr. Md. Shams Uddin Masum	Senior Assistant Secretary (Budget 1)
11.	Mr. Md. Ekramul Huq Samim	Senior Assistant Secretary (Development)